

2019年11月7日

火災予防条例に基づく危険物の数量の管理不備について

東京電力ホールディングス株式会社
福島第二原子力発電所

1. 不適合の概要（発生状況）

1,2号廃棄物処理建屋^{*1}1階資材置き場（非管理区域^{*2}）において、保管している潤滑油^{*3}の状況を確認したところ、双葉地方広域市町村圏組合火災予防条例第46条^{*4}で定める数量（第4類第三石油類：400リットル、第4類第四石油類：1,200リットル）を12リットル超過して保管していたことが11月6日に行った社内点検の結果、判明しました。

2. 対応状況

保管数量については、超過した潤滑油を危険物倉庫^{*5}に移動し、当該火災予防条例で定める数量未満にしました。

今後、類似箇所を調査するとともに、同様事象が確認された場合、速やかに是正します。

また、原因を究明したうえで、対策を検討し、再発防止に努めてまいります。

3. 安全性、外部への影響

本事象による外部への放射能の影響はありません。

以 上

○添付資料

福島第二原子力発電所 現場概略図

*1 廃棄物処理建屋

原子力発電所内で発生した液体および固体廃棄物等処理する建屋。

*2 非管理区域

管理区域は放射線による無用な被ばくを防止するため、また、放射性物質による放射能汚染の拡大防止をはかるため管理を必要とする区域で、非管理区域は管理区域外の区域。

***3 潤滑油**

第4類第三石油類（1気圧において引火点が70℃以上200℃未満の引火性液体）。

第4類第四石油類（1気圧において引火点が200℃以上250℃未満の引火性液体）。

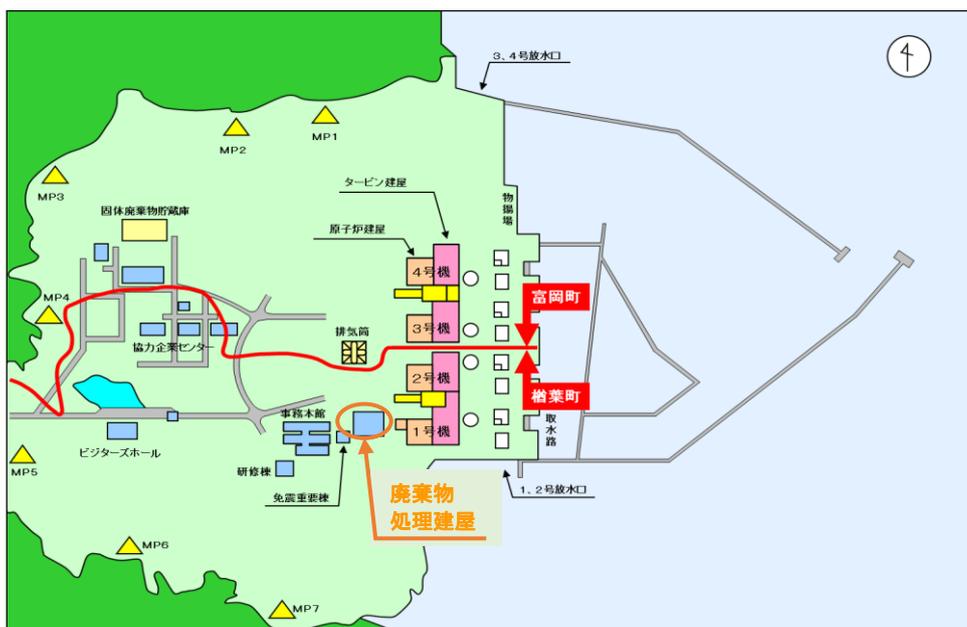
***4 双葉地方広域市町村圏組合火災予防条例第46条**

指定数量未満の危険物などの貯蔵および取り扱いの届出等。

***5 危険物倉庫**

主に発電所内で発生した廃油（潤滑油等）を保管している倉庫。

福島第二原子力発電所 現場概略図



<1,2号廃棄物処理建屋内資材置き場の保管状況>

